

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例
の一部を改正する条例案要綱および滋賀県公害防止条例施行規則の一部を
改正する規則（案）に対する意見・情報の募集について

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）では、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全等を図る観点から、工場・事業場排水の規制がされています。

本県では、法の排水基準よりも厳しい排水基準を設定した「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年滋賀県条例第 58 号。以下「条例」という。）を制定し、法の排水規制対象である日平均排水量 50 m³に満たない事業場である日平均排水量 10 m³以上の事業場も規制の対象としています。また、滋賀県公害防止条例施行規則（昭和 48 年滋賀県規則第 10 号。以下「規則」という。）において、法の対象とならない事業場に対する排水基準を定めています。

令和 6 年 1 月に、法第 3 条第 1 項の規定に基づく一律排水基準項目のうち、「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改められ、その許容限度が現行の排水基準値の 3,000 個/cm³に相当する 800 CFU/mL ※に改正される省令が公布され、令和 7 年 4 月 1 日に施行されることとなりました。 ※CFU：コロニー形成単位（Colony Forming Unit）

本条例および規則の改正は、滋賀県環境審議会の答申を受け、法と同様に排水基準項目を「大腸菌数」に、その許容限度を 800 CFU/mL に改正しようとするものです。

つきましては、この改正内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理したうえで公表することとしております。個々の意見・情報は直接回答致しませんので、あらかじめご了承ください。

1 公表する資料

- ・水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例等の改正の概要
- ・水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱
- ・水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例新旧対照表（案）
- ・滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則案概要
- ・滋賀県公害防止条例施行規則新旧対照表（案）

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、環境政策課、県民活動生活課県民情報室、各合同庁舎の行政情報コーナー、環境事務所、県立大学および県立図書館に資料を備え付けます。

3 募集期間

令和 6 年 7 月 9 日（火曜日）～令和 6 年 8 月 8 日（木曜日）

4 ご意見・情報の提出方法および提出先

(1) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの入力

(2) 郵 送 〒520-8577 (住所の記載は不要)
滋賀県琵琶湖環境部環境政策課環境管理係

(3) ファックス 077-528-4844

(4) 電子メール de0003@pref.shiga.lg.jp

5 その他

(1) ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、公表することはありません。

(2) ご意見は、日本語で提出してください。

(3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご承知ください。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例等の改正の概要

- 滋賀県では、水質汚濁防止法の排水基準よりも厳しい排水基準を設定するとともに、法の規制対象とならない事業場に対しても排水基準を定めている。
- 令和6年1月、水質汚濁防止法の一律排水基準が大腸菌群数から大腸菌数に、その許容限度が現行の3,000 個/cm³に相当する大腸菌数800 CFU/mLに改正された【令和7年4月1日施行】。
- 令和6年5月10日付けの環境審議会会長から滋賀県知事への答申を踏まえ、法と同様に排水基準項目および許容限度を見直すための条例および規則改正を行う【令和7年4月1日施行】。

表 排水基準項目および許容限度の改正案

基準値	現行	見直し案	備考
【参考】水質汚濁防止法 (令和6年1月公布済)	大腸菌群数 3,000 個/cm ³ (図のA, B, C)	大腸菌数 800 CFU/mL (図のA)	日平均排水量50m ³ 以上の 水濁法特定事業場に適用
上乗せ排水基準 (上乗せ条例※1)	同上	同上	日平均排水量10m ³ 以上の 水濁法特定事業場に適用
条例規則の排水基準 (公害防止条例施行規則※2)	同上	同上	日平均排水量10m ³ 以上の 県条例※3の特定事業場（横 出し特定事業場）に適用

※1：水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第58号）

※2：滋賀県公害防止条例施行規則（昭和48年滋賀県規則第10号）

※3：滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）

【参考】大腸菌群数から大腸菌数に基準項目が改正された経緯

- ・基準設定当時の培養技術では、大腸菌のみを検出する技術がなく、大腸菌に代えて大腸菌群を検出する方法が糞便汚染の指標として用いられてきた。
- ・大腸菌群の測定方法は、大腸菌（A）検出を目的とするものの、糞便以外（土壌等）に分布する菌種（B）や非糞便性の菌種（C）も検出されるため、糞便汚染を的確に捉えていないという問題点があった。
- ・大腸菌（A）の簡便な検査技術が確立されたことから、より糞便汚染に対する指標性の高い指標に改正された（令和4年4月に水質環境基準が改正）。

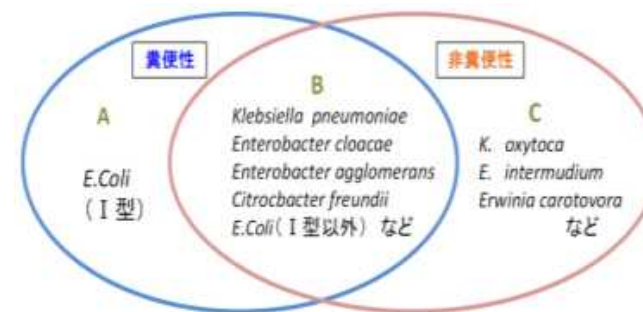


図 大腸菌群と糞便の関係
環境省HPより

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）および排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）の一部改正により、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の排水基準の項目のうち大腸菌群数が大腸菌数に改められるとともに、その許容限度が改められたことを踏まえ、同条第 3 項の規定に基づき当該排水基準にかえて適用する排水基準（以下「上乗せ排水基準」という。）についても同様に改めるため、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年滋賀県条例第 58 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 上乗せ排水基準の項目のうち大腸菌群数を大腸菌数に改めるとともに、その許容限度を改めることとします。（別表第 2 関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例新旧対照表（案）

旧					新				
本則・付則 省略					本則・付則 省略				
別表第1 省略					別表第1 省略				
別表第2 生活環境項目（窒素および ^{りん} を除く。）に係る上のせ排水基準					別表第2 生活環境項目（窒素および ^{りん} を除く。）に係る上のせ排水基準				
1 既設の特定事業場に係る上のせ排水基準					1 既設の特定事業場に係る上のせ排水基準				
項目および許容限度 区分 1日の平均的な 排出水の総量			省略	大腸菌群数 〔単位1立方 センチメートルに つき個〕	項目および許容限度 区分 1日の平均的な 排出水の総量			省略	大腸菌数 〔単位1ミリリッ トルにつきコロ ニー形成単位〕
製 造 業	省略	省略	省略	3,000	製 造 業	省略	省略	省略	800
その 他の 業 種 等	省略	省略			その 他の 業 種 等	省略	省略		
備考 省略					備考 省略				

			省略	<u>大腸菌群数</u> <u>(単位 1 立方</u> <u>センチメートルに</u> <u>つき個</u> <u>)</u>
製 造 業	省略	省略	省略	<u>3,000</u>
その他の業種等	省略	省略		

別表第3 省略

			省略	<u>大腸菌数</u> <u>〔単位 1 ミリリットルにつきコロニー形成単位〕</u>
製 造 業	省略	省略	省略	<u>800</u>
その他の業種等	省略	省略		

別表第 3 省略

滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則案概要

1 改正の理由

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）および排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）の一部改正により、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の排水基準の項目のうち大腸菌群数が大腸菌数に改められるとともに、その許容限度が改められたことを踏まえ、滋賀県公害防止条例（昭和 47 年滋賀県条例第 57 号）に基づき適用する排水基準についても同様に改めるため、滋賀県公害防止条例施行規則（昭和 48 年滋賀県規則第 10 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 排水基準の項目のうち大腸菌群数を大腸菌数に改めるとともに、その許容限度を改めることとします。（別表第 6 関係）
- (2) この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県公害防止条例施行規則新旧対照表（案）

旧							新								
本則・付則 省略							本則・付則 省略								
別表第 1 ～別表第 5 省略							別表第 1 ～別表第 5 省略								
別表第 6（第 9 条関係） 特定施設を設置する工場等に係る排水水の排水基準 1 排水水の濃度に係る排水基準 (1) 有害物質に係る排水基準 省略 (2) 既設の工場等で有害物質以外のものに係る排水基準							別表第 6（第 9 条関係） 特定施設を設置する工場等に係る排水水の排水基準 1 排水水の濃度に係る排水基準 (1) 有害物質に係る排水基準 省略 (2) 既設の工場等で有害物質以外のものに係る排水基準								
区分		項目および 許容限度 1日の平 均的な排 出水の総 量		省略	大腸菌群数		省略		項目および 許容限度 1日の平 均的な排 出水の総 量		省略	大腸菌数		省略	
					単位1立方セ ンチメー トルにつき個			単位1ミリリ ットルにつ きコロニー 形成単位							
製造業	省略	省略	省略	省略	3, 000	省略	省略	製造業	省略	省略	省略	800	省略	省略	

その他の業種等	省略	省略				
---------	----	----	--	--	--	--

備考 省略

(3) 新設の工場等で有害物質以外のものに係る排水基準

区分	項目および 許容限度		省略	大腸菌群数	省略	省略
	1日の平均的な排水の総量			単位1立方センチメートルにつき個		
製造業	省略	省略	省略	3,000	省略	省略
その他の業種等	省略	省略				

備考 省略

別表第7以下 省略

その他の業種等	省略	省略				
---------	----	----	--	--	--	--

備考 省略

(3) 新設の工場等で有害物質以外のものに係る排水基準

区分	項目および 許容限度		省略	大腸菌数	省略	省略
	1日の平均的な排水の総量			(単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位)		
製造業	省略	省略	省略	800	省略	省略
その他の業種等	省略	省略				

備考 省略

別表第7以下 省略